

# 労働法最前線

## — 企業人事の視点から見る労働法動向

世澤法律事務所 陳軼凡 監修

§ ' § ( ü

### 第 96 回 (執筆担当: 紀樺)

今回は上海地区の労働立法トピック、当事務所が扱った実務的なポイントを総括するとともに、2015 年の展望を論じます。

14 年 6 月 30 日、上海市人事社会保障局は「上海市労働派遣従業員の規範化の若干問題に関する意見」(滬人社関発【2014】27 号)(以下「意見」と「上海市労働派遣業務の更なる規範化に関する通知」(滬人社関【2014】419 号)(以下「通知」)を公布しました。

意見と通知では、雇用企業は 2 年間の過渡期(すなわち 16 年 3 月 1 日まで)に派遣従業員の比率を従業員総数の 10% 以下に抑えるものと明確に規定しました。これと同時に、企業の雇用比率調整案の届出制度の構築と整備を要求し、派遣従業員の数が従業員総数の 10% を超える企業は調整案を制定し、派遣従業員の比率を引き下げる計画と期限を明確にし、かつ調整案を所在地区・県の人事社会保障行政部門に届出することを明確に要求しました。

さらに、14 年 8 月 14 日、上海市人事社会保障局は「上海市労働災害保険実施弁法」実施の若干問題の処理意見に関する通知」(滬人社福発【2014】36 号)を公布しました。本連載の第 89 回で解説した通り、この通知は主に、労働契約に法定終了事由が発生した際の労働災害人員の待遇処理についての詳細規定を定めました。

前述の労働派遣関連の規定が公布されたことに基づき、われわれは、労働派遣従業員を採用する多くの企業から相談を受け、過渡期での派遣従業員の比率の操作問題には高い関心が注がれました。

一方、労働組合の設立と労働組合の地位に関して企業からの注目が高まってきました。外商投資企業にとって、労働組合への対応は基本的には経験が薄く、いかに労働組合との関係を処理するか、労働組合の日常経営での役割と地位をどうするかといった問題は、法律法規あるいは政策から明確な回答を見つけ出しにくい事項です。

加えて、労働組合の問題は個別的で、地方による違

いも比較的顕著です。よって、多くのケースで、会社が経営目的を実現するために、立法意図から出発し、上級労働組合の意見を結び付けて、企業労働組合の立場のバランスが取れた対応が要求されます。

14 年、世澤労働法チームが扱ったリストラ案件は増加する一方でありました。案件類型としては、工場移転、資産譲渡、経営期間満了、部門廃止、清算といった状況での集団労働案件の対応が多くありました。

個別労働紛争対応では、会社による一方的な解雇の紛争リスクが依然として高いです。企業は、経営判断の合法性・合理性についての司法判断の行方を見込んだ上で紛争の早期解決を目指していても、最終的に法廷審議に持ち込まれるケースがしばしば見られます。

§ (

14 年 12 月 31 日、人事社会保障省(人保省)は「企業人員削減規定(意見募集稿)」を公布し、意見を公開募集しました。15 年に正式に施行される見込みです。当該規定の施行によって、リストラ実務に大きく影響を与えると予測されます。

#### < 筆者紹介 >

労働法チーム担当パートナー: 陳軼凡、王林柱、董輝、翁維維、袁凱、諸韜韜、孫海萍

上海労働法チーム: 紀樺・嚴静安・徐開元・殷利華・紀悦穎・朱誉鳴・魯建偉・黄翼ミン

北京労働法チーム: 盧偉・王娜・許文実

広州労働法チーム: 朱圓圓

世澤法律事務所は北京・上海・広州・香港・東京に拠点を展開。主な業務分野は、外商直接投資および M & A、企業日常法務、労働問題、不正競争・独占禁止、知的財産権、債権回収、訴訟および仲裁、会社の解散・清算および破産などが挙げられます。

Web: [www.broadbright.com](http://www.broadbright.com)

E-mail: [broadbright@broadbright.com](mailto:broadbright@broadbright.com)

#### 【上海オフィス】

Add: 淮海中路 93 号大上海時代広場 1109 室

Tel: 021-5386-1618, 021-5386-1109 (日本語専用)